

筑豊興業鉄道会社における炭坑係争事件

山田, 秀
福岡県地域史研究所

<https://doi.org/10.15017/13701>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 11, pp.158-166, 1981-10-01. 九州大学石炭研究資料センター
バージョン：
権利関係：

筑豊興業鉄道会社における炭坑係争事件

山 田 秀

鉄道会社は路線布設に際し、誘致問題、公害問題、土地収用問題等数多くの紛争を地域住民との間にひきおこしているが、明治二十一年（一八八八）年に創設された筑豊興業鉄道会社においても、同二十三年十月の建設以降三十年九月の九州鉄道との合併に至るまでの七年間に、十四件にのぼる訴訟事件を生じている。これらの事件のうち、土地収用の際の地価評定をめぐっての問題と鉄道布設のためにもたらされた公害等による布設中止及び損害補償要求問題が大半であるが、布設中止及損害補償要求は殆んどが炭坑関係であり、筑豊興業鉄道会社の運炭鉄道としての特徴を示している。即ち、筑豊興業鉄道が運炭のため鉱山借区内を走ることによって生じる石炭採掘不能についての問題である。

ここに掲げた史料のうち(1)～(9)までは許斐鷹介経営の二つの炭坑のもので、うち(2)～(5)は新手炭坑における、鉄道布設による坑道陥落防止工事に関してのものである。また(6)～(9)は直方御館山炭坑（直方本坑坑と思われる）での鉄道布設工事（御館山切取工事）による採掘不能炭に対する補償要求の史料である。そして、これらの問題を予測して結ばれたのが(1)の定約書である。鉄道と鉱山との関係は、二十三年九月公布の鉱業条例により、鉄道の地表地下とも三十間以内の場所では所有者の承諾なしに試掘・採掘とも禁止されているが、同条例制定以前に認可された鉱区内での鉄道と鉱山との関係は判然としておらず、そのためこの定約書が定められたことは第七条で明らかであろう。

この既認可鉱山における鉄道布設の問題が訴訟事件にまで至ったのが、史料(7)の垣生炭坑における損害賠償要求事件である。事件の具体的な内容は今一つははっきりしないが、御館山炭坑同様鉄道布設による採掘不能石炭に対する補償が争点となっている。第一審、第二審とも原告である垣生炭坑側が敗訴し、大審院に上告しているが、ここでは被告である筑豊興業鉄道側も、第二審における判決理由を不服としている。史料(7)が判決文であるが、その全文は『門司新報』に五回に亘って掲載されており、この事件が社会的な注目を集めていたことを窺わせる。

判決は上告、附带上告とも却下し、筑豊興業鉄道側の全面勝利―附带上告は法手続上の理由で却下されており、鉄道側の主張はほぼ認められている―となっている。その判決理由は、「鉱業条例」、「土地収用法」或は「日本坑法」の法解釈をめぐっての論争が中心となっており、その中には坑区権と土地所有権の関係において土地所有権を鉱業権の上位と認める文言等興味ぶかいものを含んでいる。鉄道と鉱山の関係では、「鉱業条例」第二十五条を楯に鉄道布設の優位性を認め、この問題に一応の決着をつけた、画期的なものであったのでなかろうか。

なお、ここで使用した史料の出典は以下のとおりである。

(1)(4)(5)(9)(16)

麻生家文書「筑豊鉄道会社緊要書類」

(2) (3) (6) (7) (8) (10) (11) (12) (13)

同 「筑豊鉄道会社重役会決議録」

(14) (15) (17)

「門司新報」

史料の翻刻にあたって読点、中点及び（ ）傍註を加えた。また、変体仮名はふつうの仮名を、異体字は正字を、当用漢字のあるものは当用漢字をそれぞれ使用した。なお、史料(17)の判決文は「筑豊鉄道会社緊要書類」にも見られた。「門司新報」には末尾の裁判官人名以下が掲載されておらず、ここは「筑豊鉄道会社緊要書類」によった。その他の異同は〔 〕傍註で示した。即ち、「門司新報」にあつて「筑豊鉄道緊要書類」にない文字は、〔X〕をつけ、逆の場合には〔欠〕とした。

(1) 定約書

明治二十三年十一月廿一日筑豊興業鉄道会社長子爵堀田正養代理幹事安達何四郎ト福岡県鞍手郡下塚村許斐鷹介ト鉄道線路及石炭借区ノ關係ニ付定結スル条件左ノ如シ

第一条

一 筑豊興業鉄道会社ハ、其線路ヲ許斐鷹介カ石炭借区ヲ通過シ、汽車駛行ノ為メ許斐鷹介カ現ニ採掘ノ礦業ニ損害ヲ蒙ラシメタル時ハ、筑豊興業鉄道会社其責ニ任スヘシ

第二条

一 許斐鷹介ハ、筑豊興業鉄道会社線路直下又ハ近接地ニ於テ、地方普通採掘法ニ反シ乱掘シタル為メ鉄道線路ヲ陥落セシメタル時ハ、筑豊興業鉄道会社ニ対シ許斐鷹介其責ニ任スヘシ

第三条

一 許斐鷹介ハ、筑豊興業鉄道会社ニ於テ請求スル時ハ鉄道線路ノ直下及近接地石炭採掘ヲ止ムヘシト雖トモ、其採掘セサル石炭ハ相當ノ実利ヲ積算シ、筑豊興業鉄道会社ハ許斐鷹介ニ対シ損害弁償ノ義務アリトス

第四条

一 許斐鷹介カ石炭採掘起業以前採掘セシ空洞ノ為メ、鉄道線路ノ陥落ヲ生シ、鉄道会社ニ如何ナル損害ヲ及ホスモ、許斐鷹介ハ其責ニ任セサルハ勿論ナリトス

第五条

一天災地変又ハ自然ノ形勢ニ因リ、地盤崩壊シ双方ニ損害ヲ蒙ルコトアル時ハ、各自負担スルモノトス

第六条

一 此契約者ノ双方又ハ一方ニ於テ、權利ヲ他ニ移転セシメタル時ハ、其相統者ヲシテ此契約ヲ遵守セシムヘシ

第七条

一 前条契約ヲ為シタリト雖トモ、此契約ト同種ノ条件、即チ既ニ許可ヲ受ケタル礦山ト鉄道布設ノ義ニ関シ、政府ニ於テ法律又ハ命令ヲ以テ一般ノ成規ヲ定メラレタル時ハ前条約定ハ無効トス
右明治二十三年十一月二十一日福岡県鞍手郡直方町筑豊興業鉄道会社ニ於テ契約者双方立会此条約ヲ定結シ、証書式通ヲ作り互ニ宥通宛分有スル者ナリ

筑豊興業鉄道会社

幹事 安達 何四郎

福岡県鞍手郡下塚村

許斐鷹介

〔II〕

(2) 一許斐新炭坑陥落予防工事ハ目下計画ノ通施行スルコト、シ、其後請求セル煉瓦ヲ以施行云々ノ件ハ尚又鉾山監督署技師ノ出張ヲ乞ヒ、新入炭坑松田技師、本社村上技師立会□□坑中ヲ実査シタル上ニテ監督署技師ノ差図ヲ受クルコトニ決ス

(明治二十五年六月三十日 重役会決議)

(3) 一新手炭坑陥落予防工事是迄着手セシ方法順序ニ依リ施工スヘシ、尚礦山監督署技師ノ指図アリタルトキハ、更ニ重役会ニ附議実施スヘシ

(明治二十五年七月十二日 重役会決議)

(4) 拝啓仕候、唯今相□□より御來服ニ由リ新手炭坑内予防工事ニ関スル監督書^(著)往復書類写し別紙の通り御閱覽に供し候、□□御往談被成下度取急□□如此に御座候、頓首

九月廿七日

午後七時半

直方ニテ

麻生太吉様

新手炭坑予防工事の義に付伺

弊社鉄道線路直下ニ該ル福岡県鞍手郡下境村新手炭坑坑内予防工事、別紙図面及仕様書の通り設計相整候ニ付御調査奉願候条、何分ノ御指揮被成下度此段相伺候也

明治廿五年九月十三日

専務取締役

福岡鉾山監督署長殿

(図面ハ騰写ノ時間ナキ故略ス)

予防工事仕様

一線路中心ヨリモ凡拾五間以内空洞ニシテ危険ノ慮アル部分ニ予防工事ヲ実施スル事

一予防工事ハ木積及空木積ヲ設クルニ在リ、但木積用ニ適スル捨石ノ存在スル場所ニハ木積ヲ施シ捨石ノナキ場所ニハ空木積ヲ設ク一木積及空木積ニ使用スル木材ハ末口五寸以上上サ六尺以上ノ松丸太トス

一木積ノ数及空木積ノ数ハ前項ノ理由ニ依リ予メ定メ難シト雖凡其合計個數ハ五尺層内ニ凡百八十個、三尺層内ニ凡七十五個ノ見積ナレトモ、実地ニ臨メハ必ス之ヨリ増減アルベシ、但シ概子図ニ示セル位置(位置モ實際變更スルコトアルベシ)及個數ヲ目的トシテ実施セハ、此予算ニ大差アラサルベシ

右ニ対スル指令

筑豊興業鉄道会社

新手炭坑予防工事ノ義ニ付伺ノ趣ハ、仕様書ノ設計ヲ最低度トシ完全ニ落成ノ上ハ鑛業上ノ危険ナキモノト認定ス

但木積ト木積トノ中間ハ万止ムヲ得サル場合ヲ除クノ外ハ六尺ヲ超過スベカラス

明治廿五年九月十五日

福岡監督署長・・・印

此指令ニ対スル問合書

拝啓、陳ハ新手炭坑予防工事伺ニ付御指令書正ニ拝承仕候、然ルニ先ニ伺書ニ添付セシ図面中江木積ノ配置夫ニ記入仕候通にて、木積ト木積トノ間隔殊ニ堅固ナル炭積ノ存在スル近傍ノ如キハ其距離凡五間以上ノ箇所モ有之候、右ハ御指令書別万止ムヲ得サル場合トアルヲ敷衍シ、其範圍内ト相心得可然乎、予メ御明示ヲ仰キ度、此段御問合申上候也

廿五年五月十七日

監督署宛

社名

右問合書ニ対スル回答書左ノ如シ

此書類唯今主任は退社後にて一寸捜索し得ズ、不得止小生記憶ノ主意概略記載致可申候 (邨上白ス)

炭柱ノ存在セル者ハ安全ナルモノナシ、少シク堅牢ナル部分ハ重ニ断層ノ箇処ナルノミ、万止ムヲ得サル場合トハ坑道狹隘ニシテ實際施行シ能ハサル場所ヲ指スノミ、故ニ本指令書ノ如ク木積ト木積ノ距離ハ中間五尺ヲ超過スベカラズ□□

(5) 客年十二月廿三日付執達吏ノ手ヲ経テ御送付相成候御書面、即チ新手工炭坑借区内鉄道線路直下坑内予防工事相成度ニ付、入坑之儀差支ヘナカルベキモ為念相談ニ及ブトノ御趣意ニ付、其後組合員評議仕候処、貴社ニハ予テ為取換約定モ有之儀ニ付、該約定第三条ニ拠リ、予防工事の為メ採掘ヲ得ザル坑内坪数ニ含有スル石炭ノ量数ニ応シ実利ヲ積算シ、其金額ヲ貴社ヨリ直チニ御弁償相成リ、猶又工事中採炭事業ヲ妨ケラレ候損実ノ実費等併セテ御賠償被成下候ハ、何時ニテモ入坑ノ御相談ニ応スル処ニ一決仕候、此段御回答申上候

廿六年一月一日

許斐鷹介

筑豊興業鉄道会社事務処

小山 改 蔵 殿

(III)

(6) 一直方御館山炭坑ノ要求ハ将来七ベタ炭採掘高補償ハ全ク謝絶シ、而シテ當時線路ニ当ル掘割土中ヨリ掘出シタル石炭費消ノ分凡ソ百万斤ト仮定シ、壹万斤ニ付壹円ノ見積リヲ以テ補償スヘキ旨回

答スヘシ、尤尚五拾円ヲ増シ折合ノ付クヘキ見込ナルトキハ百五拾円マテヲ支出シ協議ヲ為スヘキコトトス

(廿五年八月十四日 重役会決議)

(7) 一御館山許斐炭坑借区内線路切取ノタメニ採掘セシ石炭補償ハ、前會ニ於テ金百五拾円マテヲ支出シ協議ヲナスコトニ決議セシモ、許斐ヨリノ要求金額ハ壹千円ニシテ到底協議シ難シト雖モ三百円位ニテ調定ノ見込アルトキハ其範圍内ニ於テ熟談ヲナスコトトス (廿五年九月六日 重役会決議)

(8) 一御館山炭坑風洞実査ノ為メニ依頼セン長綱好勝氏ニ金參拾円、小味山助次郎へ金五円贈与スルコトトス

(廿五年十一月五日 重役会決議)

(9) 謹啓、陳者御館山鉄道直下及近接地小生借区内石炭採掘ノ義ニ付図面ヲ以テ御差支有無御問合ニ及置キ候処、該採掘法ニテハ危険ノ恐れ之有ニ付、鉱業条例第二十五条ニ拠リ相談ニ応シ難キ旨御回答ニ接セリ、然ル処只単ニ鉱業条例ニ拠リ採掘ヲ差止メラレ候テハ、小生ニ於テハ其ノ為メ多額之損害ヲ醸シ、實ニ言ベカラザル困難ニ陥リ候條、果シテ貴社ニ於テ相差支有之ト御認ニ相成下候、致方モナキ次第ニ付採掘相止可申候、然ルトキハ為取換約定第三条ニ依リ、其採掘セザル石炭ノ実利ヲ積算シ、貴社ヨリ損害御賠償被成下候ハ無論之事ト奉存候、乍併小生ハ決シテ賠償ヲ目的トシテ坑業ヲ企テシ者ニ無之候條、可成バ貴社ヨリ採掘法御示シ被下、坑内実地ニ就キ親シク御協議ノ上、是亦約定ニ基キ地方普通採掘法ヲ以テ採掘仕度候、兎モ角モ坑内通行ヲ便ニセザレハ実地御立會ニ差支候條、不日坑道修繕ニ着手仕候、此段御聞置被下度候

前述ノ如ク鉄道直下及近接地ノ採掘ヲ差止メラレ、ソレガ為メ生ズ

ル小生ノ損害ヲ御弁償被成候歟、又ハ協議之上採堀ヲ諾セラレ候カ
ノ兩様急ニ御社中御評議之上御確答被成下度願奉候也

直方炭坑主 許斐鷹介

廿六年一月

筑豊興業鉄道会社専務取締役

小山改藏殿

〔IV〕

(11) 垣生炭坑主ヨリ請求ノ該坑ヲ会社関係人エ買入方ノ件ハ相談ニ応
シカタキ旨ヲ以テ確答スルコトニ決ス

(廿五年六月三十日 重役会決議)

(11) 垣生炭坑ノ要求ハ重要ノ件ニシテ、且将来各所ニ其影響ヲ及ホス
コト少ナカラサルヲ以テ、該坑主ニハ其決答ノ猶予ヲ申向ケ置ク
ヘシ(凡二十日間)、而シテ本件ハ坑業条例ニ依レハ、河川ノ下
ハ固ヨリ避クヘキモノナルニ付、鉄道布設ノ為メニ採堀ノ妨害ヲ
与フルニアラス、併シ十分其要求ニ応ス可カラサル根拠ヲ堅クシ、
法庭ノ争ヲナスモ其謝絶セン理由ノ明カナルコトヲ取調置ク為メ
東京相談役ニ申送り、東京ニ於テ法律家ノ鑑定ヲナシ、又一面ハ
鉱山監督署ニ申出テ其意見ヲ聞キ、然ル後応否ノ決答ヲナスヘキ
コトトス

(廿五年八月十四日 重役会決議)

(12) 一垣生炭坑借区内ヲ線路ヲ以テ横断シタルニ付損害補償熟談ノ件ハ、
協議ニ応シ難キ旨ヲ以テ謝絶スルコトニ決ス

(廿五年九月六日 重役会決議)

(13) 一垣生炭坑訴訟事件本社代人ヲ佐賀市代言人法学士神崎東藏氏ニ依
頼スルコトトシ、先ツ本人ノ意見ヲ聞キ、然ル後尚樋口吉造ヘモ
面談ヲナスヘキコトトス

(廿五年十一月五日 重役会決議)

(14) 筑豊興業鉄道会社に係る訴訟

鞍手郡直方町飯野範造氏の代理にて福岡組合代言人小野隆太郎氏は、
筑豊興業鉄道会社専務取締役小山改藏氏に係る金七万五千二百円の
控訴を、去二十日長崎控訴院へ提出せり

(二十六年二月二十五日)

(15) 筑豊興業鉄道会社に係る訴訟

本県鉱業人飯野範造氏代理人小野隆太郎氏より、同会社取締役小山
改藏氏代理原嘉道氏に係る損害要償金万五千円請求事件は、去一日
小野氏より大審院へ上告したるよし

(二十七年二月六日)

(16) 飯野範造ヨリ係ル垣生炭坑損害要償事件ハ囊キニ長崎控訴院ニ於テ
原告ノ訴ヲ棄却シタルニ付、同人ハ此判決ニ服セス大審院ニ上告セ
シガ、同院ニ於テハ竟ニ裁判所構成法第四十九条ニ拠リ、廿七年三
月八日民事総部ノ審問ヲ開キ、上告ヲ棄却シ、訴訟費用ハ上告者ノ
負担タルベキ旨即日言渡アリタリ

(二十七年三月三十一日 第十回報告)

(17) 興業鉄道に係る上告事件判決書

県下遠賀郡垣生炭坑々主鞍手郡直方町飯野範造氏より筑豊興業鉄道
会社専務取締役を相手取って出訴したる全鉄道に対する損害賠償訴

訟事件に付、原告は客年四月十二日長崎控訴院に於ける判決に服せず、更に該判決の全部破毀を大審院に上告したるが、去る三月八日の全院にて右の上告を棄却したり、其の判決文は左の如し

〔廿六年三百四拾三号欠〕

判決正本

上告人

福岡県筑前国直方町大字直方百八番地
平民鋳業

飯野 範造

右訴訟代理人弁護士

小野 隆太郎

飯田 宏作

浜地 八郎

高橋 捨六

鈴木 充美

被告上告人

福岡県筑前国大字直方
筑前興業鉄道会社専務取締役

小山 改藏

右訴訟代理人弁護士

原 嘉道

岡山 兼吉

石原 毛登馬

右当事者間の損害要償事件に付、長崎控訴院が明治廿六年四月十二日言渡したる判決に対し、上告代理人より全部破毀を求むる旨の申立をなし、被告上告代理人は上告棄却の申立及び附帶上告をなし、上告代理人は附帶上告は棄却の申立を為したり
本件は審判上前判決例と相反する意見あるを以て、裁判所構成法第四十九条に拠り、民事第一、二部連合して判決すること左の如し

判決

本件の上告及附帶上告は之を棄却す

〔他欠〕

附帶の上告に係る訴訟費用は附帶上告人之を負担し、其の上告費用は上告人之を負担すへし

理由

上告の論旨は、要するに其第一点は鋳業条例第二十五条に（鉄道云々及建物より地表地下とも其周囲三拾間以内の場所に於ては所轄官廳若くは所有者の承諾を経るに非れば試掘又は採掘を為すを得ず、但危害の虞なきものは其承諾を拒むを得ず）とあり、又旧日本坑法第十七款に（試掘開坑或は通洞を企つるには舎屋・鉄道・河流及道路の如き其害を受くへき場所は度計て之を避け、殊に城壁は七拾間以内の地を避くへし）とありて、新旧法律其辞を異にせるも其意を同じくせり、而して該条例は鉄道・建物等に後れて坑区権を得、其場所を採掘せんとするものに對し規定したるものにして、鉄道建物等の未だ形成せざる以前に於て已に坑区権を得採掘に着手せんものに在ては、所轄官庁又は所有者に對し承諾の義務なきこと旧日本坑法に（云々企つる）とある其企の字の意味に徴して明瞭なり、然るに原判決は其段に於て（云々控訴人「上告人」か炭坑借区の許可を得て一の私権利を成立したる上は、被控訴会社「被告上告人」の設計として鉄道敷置の爲めに損害を蒙らしめたることあるに於ては、之に對し賠償の責に任すへきは当然の義務なりとす）と、即ち被告上告人に賠償の責任あることを論定し置きながら、其後段に於て（云々之を再説すれば控訴人か其左右三拾間の採炭を為すを得ずとの申立は鋳業条例第二十五条に依りたるものと認むへきも、該条には云々「前に掲載しあるを以て略す」とありて、絶対的鉱物の採掘を禁したるに非るか故に、控訴人か損害の如何は被控訴会社に對し採掘の距離・危害の右無等詳細之を協議し、然る後にあらされは損害の

高を確むるを得ざるにより、之か手順をなしたる上にあらざれば賠償を要求する場合に至らざるや論を俟たざるなり」と、已に坑区権を得たる上告人か、後に鉄道敷設を計画せる被告会社ニ対し、猶ほ求諾の義務あるものゝ如く断定したるは、鉱業条例第二十五条を誤用し法律の適用を誤りたるものなり、且元來上告人は鉱業条例第二十五条に抛り損害賠償の訴訟を為したるにあらざるを以て、若し損害の事実にして三拾間以上を採掘し得ざる場合に於ては之に對する損害賠償を請求すべし、然るに原裁判所は偶々其損害の事実三拾間なりしか爲めに該条例に抛り請求したるものとなし、該条を適用したるは迷誤も亦太甚し」其第二点は仮りに原判決は適用を誤らざるものとするも、必要の点に對し判断を与へざる不当の裁判なり、抑現実の損害ある場合即ち石炭を採掘する能はざる場合に於ては、假令被告上告人より進んで採掘の承諾を与ふるも、上告人は拒んで賠償を要求することを得べし、何となれば己れ承諾したりとの一事により、他人の意に反し其既得権を害し且損害賠償の責を免るゝを得ざるは窺見き条理なればなり、故に本件の如く損害ありと主張する場合には、承諾を求むるの手順を尽したりや否やを審究せんよりは、先づ採掘する能はざるに至らしめたるや否やを判断するを必要とす、而して上告人は原裁判所に於て、被告会社の鉄道が坑区を横断したる為め損害を蒙りし事実を陳述し、甲第一号乃至第七号証を以て立証せしものなれば、之に對して判断を与ふべきものなるに、原裁判所は之を不問に付し、却て不必要なる求諾有無の点を判断し、以て上告人の請求を付けたるは不法なり」其第三点は上告人か本件の坑区権を得て事業に着手したるは明治廿二年十月七日なるを以て、其坑業に於ける上告人の義務は明治六年太政官第二百五十号布告日本坑法の規定に従ふべきものにして、明治廿五年六月一日より施行せられたる鉱業条例の支配を受くべきものにあらず、然

るに原裁判所は鉱業条例を本件に適用したるは即ち法律不遑及の原則に背反するものなり、而して該法の企の文字は或る事柄を企図するの意義なりと解するを以て普通の解釈とするを以て、該法文の旨趣は坑業を為さんと企図する場合、即ち試掘開坑等を出願して其許可を得たるに於て、其坑区内に舎屋・鉄道等の既設しあるに於ては度を計り之を避くべしと云ふに在りて、坑区権取得以後新たに設置する舎屋・鉄道まで包含せるものにあらず、尤坑区権取得以後に於ても、或る事情により既に設置せられたる鉄道有之以上は、其危害を避けず採掘の進行を為す可からざるは条理上当然なれども、其之を避けざるを得ざるに至らしめたる事か、後に手を下したる一方の所為に原因し果して損害あるときは、其者に於て之か補償の責任を辞すること得ざるも亦当然の筋合なりとは、御院明治廿六年六月三十日第一百十二号の判決に於て明示せらるゝ所なりと云ふに在り依て之を案するに、上告第一点に於て原裁判は法律の適用を誤りたるものにあらず、何となれば鉱業条例第九章の附則に於て此条例実施以前許可を得たる試掘人又は借区人に対する例外則を掲げたるに依れば、此例外則を除くの外鉱業人の権利の成立か日本坑法の時代にありしと若くは遠く其以前にありしとに論なく、鉱業条例実施後は均しく之れを遵奉すべきものなりと解釈せざる可からず、而して此条例を遵奉するときは、舎屋・鉄道等の形成と試掘出願との前後に區別なく、現に是等のものゝ形成しある場所に於ては同条例第二十五条の手續を経されば試掘又は採掘を為し得ざるの制限あり、此制限たるや同条中明文を以て指示せらるゝ所なるか故に、此に論難する同条例第二十五条は一般の試掘又は採掘権其モノニ對し法律上の制限を示したる規定にして、總ての鉱業人は皆之によつて試掘又は採掘を為すべきものなればなり、然れば上告人に事実損害ありとするも、右の制限内に於る損害は法律の結果より生ずる処のもの

にして、被告会社に対し責任を負はしむべきものに非ず、随て原裁判所が同条例第二十五条を引用したる点に付ては暫く原告人論の如く迷誤に因るものとするも、到底原告人は同条の制限を恪守して運行すべきものなるを以て、其迷誤は原告人の権利に何らの影響も生ずる筋なし、故に原告人は此点に対しても亦非難を試むること得ず、要するに原告人は鉱業条例を遵奉して土地所有者に向ひ承諾を求むべき地位に在る者なれば、此他原告人か原裁判所に対し喋々する求諾云々は是れ皆鉱業条例を誤解したる論告に過ぎざるものとす、其第二点に於ても原裁判は必要の点に判決を与へざるものに非ず、何となれば上来弁明する如く、仮令原告人は被告会社か鉄道布設の爲め其石炭を採掘する能はざるも、這は法律上の結果に属し、被告会社に対し苦情を述ることを得ざる而已ならず、姑く原告人に於て其損害を法律上の結果以外に生したるものと思惟するも、既に鉱業条例第二十五条但書の場合に於て、危険の虞なくして承諾を拒みたるときは全条例三十五条に依り所轄鉱山監督署長の判定を請求し得る旨の規定あり、是に由て之を觀れば、總ての事態に於て危険の有無と採掘すること能はざる場所の境域とを判別するは右監督署長の権内に属し、司法裁判権の立入るべきものに非ず、然るに原告人の請求は此順序を経たるものに非るを以て、原裁判所は原告者の請求を容れざるものなり、故に原裁判所は必要の点に判決を与へざるの瑕瑾ありと云ふことを得ざるものとす、又其第三点に於ても原裁判所は法則を不当に適用したるものに非ず、何となれば第一に説示する如く、原告人は鉱業条例の支配を受くべき者なるを以て、殊更に日本坑法第十七款の（企ツル）と云ふ文字の解釈に就て弁明を與ふる必要なきものとす、要するに右条例の規定に基くときは、鉱業借区権なる者は或る坑区内に於て其地下に在る或る鉱物を採掘するに止まり、其土地の所有権を害せざる限度内に於て行使するを得

るものにして、借区許可の早晚を以て所有者の権利を争ふことを得ざるものとす、而して原告人の引証する判決例に循はざる由は上文の弁明により會得すへし、

附帶上告第一点は、凡そ判決とは其判決主文を稱するものにして、主文に対する理由の如きは、其主文に対し不服を申立てず、理由夫れ而已を取消すべき上訴手續きあることなし、然るに原裁判は第一審の判決と其結果を全くし、原告の請求を排斥せられたるに係はらず、其説明の理由に不当なる点ありと云ふを以て、第一審裁判全部廃棄することを判決主文に掲けたるは法律違背の裁判なり、依て原判決主文中「明治廿五年十二月廿八日福岡地方裁判所小倉支部か与へたる判決は其當を得ざるを以て之を廃棄す」との四拾五字の破毀を請ふと云ふに在れども、此請求は正当の理由なきものとす、何となれば原判決主文中附帶上告人か破毀を求むる文字は當時者に対し何等の効果も之を生ずる者に非ず、殊に其末文に於て控訴人か請求相立す」と明記しあれば、原裁判は附帶上告人の勝訴に帰し、附帶上告人は原裁判の爲め十分なる利益を受るものとす、其れ斯の如く十分なる利益を享け仮初めにも不利益の事なき以上は、附帶上告人の権利として上告の訴権を生ぜざる筋なるを以て、随て此附帶上告は之を排斥すべき者とす

附帶上告第二点は、原判決に曰く「土地収用法第廿三条の關係人は借地人・借家人・小作人而已を云ひたるに非ずして、苟も其土地に特別の關係あるものは總て之を包括したるものなれば、本案事実の如く控訴人か炭坑借区の許可を得て一の私権を成立したる上は、被控訴会社の設計として鉄道布設の爲めに損害を蒙らしめたることあるに於て、之に対し賠償の責に任す可きは当然の義務なり」と説明せられたれども、蓋し此理由たる法律違背たるを免れざる可し、何となれば原告人か有する採掘権は特別法に拠り政府の与へられたる

特権をして、土地所有権に何等の関係を有せず、之を土地収用法第廿三条に所謂関係人に包括せしめたる原判決理由は不当なる而已ならず、^{〔トク〕} 良し又之を関係人なりとするも、凡そ鉄道の周圍三拾間は鉱業者か鉄道所有者の承諾を経るに非されは採掘するを得すと云へる鉱業条例の規定は、常に一般に坑区権に施す可き法律上の制限なるを以て、此規定に由り上告人が採掘するを得ざる部分を生ずるとありと仮定するも、這は鉱業条例に抛り上告人が得たる借区特権其れ自身□存□法律の制限にして、之れを以て被告会社の非行に基つく損害と云ふ可からず、従つて之を賠償するの法理を生ずべき筋なきに、原裁判か之れに背反したる説明をなしたるは不法なりと云ふに在り、依て察するに原院は上告人所論の如く土地収用法第二十三條に（云々其土地に対し特別の関係を有するものある場合に於ては）とある其関係の文字中には、其地下に在る鉱物採掘のことをも包括するものと解釈し、之れに基き原判決上被告人に損害賠償の責任ありと説明するも、右（其土地に対し特別に関係を有するもの）とは其土地の地上に関係を有するものの謂にして、地下に在る鉱物採掘の如きは之に包括するものにあらず、故に土地収用法に依るも、其起業者に於て坑区に係る土地を収用若くは使用する為め鉱業者に補償の責なきこと明確なりとす、左すれば此点の原判決理由は土地収用法の誤解に属し、其適用を誤れるものにして不法たるを免れずと雖とも、其主文に於て上告人の請求の排斥したるは相当なるを以て、本件上告は民事訴訟法第四百五拾二條、同第四百九拾三條に依り、本案上告及ヒ附帶上告は之を棄却すべきものとす

大審院連合民事部

裁判長判事

三好退藏

判事

中村元嘉

判事

栗塚省吾

明治廿七年三月八日

判事	本尾敬三郎
判事	寺島直
判事	増戸武平
判事	岡村為藏
判事	長谷川喬
判事	井上正一
判事	本多康直
判事	高本豊三
判事	芹沢政温
判事	西川鉄次郎
判事	三好退藏

（判）
事荒木博臣及ヒ判事児玉淳一郎ハ病氣ニ付署名セス

□□本ニ依り此正本ヲ作ルモノナリ

明治廿七年四月八日

付記 この史料紹介にあたって、麻生セメント株式会社社史資料室（麻生家文書）、北九州市立中央図書館（門司新報）のお世話になった。記して感謝の意を表します。